

農地転用予定地は 事前に地域計画の変更が必要

1 地域計画とは？

農業者の高齢化と担い手不足に対応するため、将来の農業をどうしていくか、地域での話し合いを基に、市が策定する計画です。

地域計画には、農地1筆ごとに将来の耕作者を記載した「目標地図」が含まれており、転用申請を行う際には、事前に計画の変更(地域計画から除外)が完了している必要があります。

【根拠法令】農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)

※1 都市計画法の用途地域内に位置する農地等については、地域計画の対象外です

※2 予定地が農業振興地域農用地区域に含まれる場合は、地域計画の変更→農振除外の流れとなります

※3 国や地方公共団体等が行う公共事業の場合も、原則事前の計画変更が必要です

2 地域計画の変更スケジュールについて

農地転用を希望する農地については、事業計画段階で、農振(農業振興地域農用地区域)除外や農地転用の許可見込みについて、それぞれの担当課で事前相談(随時受付。原則、計画図面が必要です)

【農振除外担当】農林部 農政課 農政係 (TEL:0197-34-1582)

【農地転用担当】農業委員会事務局 農地係 (TEL:0197-34-1754)

農地転用(農振除外)の許可見込みが立った後、下記のスケジュールとなります



農地転用

① R8.5月末: 地域計画の変更申出書を提出
(提出先: 農林部農政課人・農地プラン推進室)

↓ 申出書の確認・審査など

② R8.8月末: 地域計画の変更決定

↓ 市から申出者への通知

③ R8.9月以降: 農地転用許可申請書の提出
(提出先: 農業委員会事務局農地係)

※関係機関との協議の結果、変更が認められない場合もあります

※事業計画が変更された場合など、地域計画に再編入することもあります

農地転用(農振除外あり)

① R8.4~5月末: 期限までに農振除外の申出書を提出(提出先: 農林部農政課農政係)

↓ 申出書の確認・審査など

② R8.8月末: 地域計画の変更決定

↓ 市から申出者への通知

③ R9.2~3月(予定): 農振除外の決定

↓ 市から申出者への通知

④ 農地転用許可申請書の提出
(提出先: 農業委員会事務局農地係)

令和8年度2回目の地域計画の変更予定: R8.11月末申出期限 → R9.2月末変更決定

